

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 25 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

条例第 3 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和 32 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条の 4 第 2 項第 2 号中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を「66,400 円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で」に改め、同号アからスマまでを削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。